

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成26年 8月15日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ジャン・フランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造
同 大西信治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
(Nomura Fund Select -
World High Dividend Yield Stock Premium)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆136億円）を上限とします。
豪ドルクラス：100億オーストラリアドル（約9,550億円）を上限とします。
(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成26年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=101.36円および1豪ドル=95.50円によります。
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成26年5月16日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(Global Funds Trust Company)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(Nomura Fund Select - World High Dividend Yield Stock Premium)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2014年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	217,104,330	98.37
現金およびその他の資産(負債控除後)		3,590,126	1.63
合計 (純資産総額)		220,694,456 (約22,370百万円)	100.00

(注1) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、平成26年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=101.36円および1豪ドル=95.50円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2014年6月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格			
	米ドル	円	米ドルクラス		豪ドルクラス	
			米ドル	円	豪ドル	円
2013年7月末日	180,304,981	18,275,712,874	10.88	1,103	10.83	1,034
8月末日	172,048,661	17,438,852,279	10.72	1,087	10.66	1,018
9月末日	182,551,755	18,503,445,887	10.95	1,110	10.86	1,037
10月末日	190,458,916	19,304,915,726	11.27	1,142	11.15	1,065
11月末日	200,204,070	20,292,684,535	11.36	1,151	11.25	1,074
12月末日	208,216,471	21,104,821,501	11.37	1,152	11.23	1,072
2014年1月末日	201,042,553	20,377,673,172	10.99	1,114	10.85	1,036
2月末日	211,499,980	21,437,637,973	11.30	1,145	11.14	1,064
3月末日	213,263,963	21,616,435,290	11.28	1,143	11.11	1,061
4月末日	213,273,785	21,617,430,848	11.26	1,141	11.08	1,058
5月末日	213,657,989	21,656,373,765	11.43	1,159	11.24	1,073
6月末日	220,694,456	22,369,590,060	11.44	1,160	11.23	1,072

分配の推移

	1口当たり分配金			
	米ドルクラス		豪ドルクラス	
	米ドル	円	豪ドル	円
2013年7月	0.05	5.07	0.08	7.64
8月	0.05	5.07	0.08	7.64
9月	0.05	5.07	0.08	7.64
10月	0.05	5.07	0.08	7.64
11月	0.05	5.07	0.08	7.64
12月	0.05	5.07	0.08	7.64
2014年1月	0.05	5.07	0.08	7.64
2月	0.05	5.07	0.08	7.64
3月	0.05	5.07	0.08	7.64
4月	0.05	5.07	0.08	7.64
5月	0.05	5.07	0.08	7.64
6月	0.05	5.07	0.08	7.64

設定来累計 (2014年6月末日現在)	1.10	111.50	1.76	168.08
------------------------	------	--------	------	--------

収益率の推移

期間	収益率(注1)	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
2013年7月1日～ 2014年6月末日	14.12%	16.21%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
2012年	5.10%	6.20%
2013年	16.10%	18.35%
2014年	3.25%	4.27%

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2014年については6月末日)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(2012年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル)

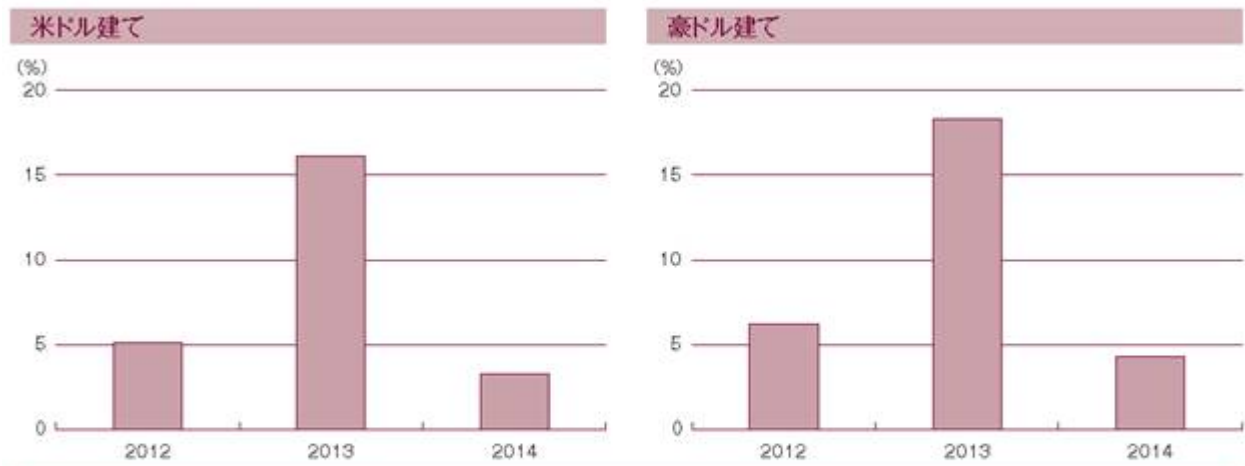
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2014年6月末日現在)



収益率の推移 (暦年ベース) ※2012年は7月31日から、2014年は6月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2014年6月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2014年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
10,047,792 (10,047,792)	6,340,843 (6,340,843)	13,306,615 (13,306,615)

豪ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,473,504 (3,473,504)	4,340,071 (4,340,071)	6,481,171 (6,481,171)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=101.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト -
 ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
 純資産計算書
 2014年5月17日現在
 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 (取得価額: 244,404,625米ドル)	2	208,642,148	21,147,968
銀行預金		4,819,805	488,535
為替先渡取引に係る未実現利益	14	251,967	25,539
受益証券の発行に係る未収金		516,684	52,371
設立費	2	72,532	7,352
資産合計		214,303,136	21,721,766
負債			
当座借越		840,783	85,222
ブローカーへの未払金		369,996	37,503
未払費用	11	490,026	49,669
負債合計		1,700,805	172,394
純資産		212,602,331	21,549,372

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドルクラス受益証券(米ドル建て)	11.27	12,969,857 口	146,215,935
豪ドルクラス受益証券(豪ドル建て)	11.08	6,415,754 口	71,054,687

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
発行済受益証券口数の変動表
2014年5月17日に終了した期間

(口)

米ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,568,535
発行受益証券口数	4,727,384
買戻受益証券口数	(3,326,062)
期末現在発行済受益証券口数	<u>12,969,857</u>

豪ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,854,703
発行受益証券口数	1,607,147
買戻受益証券口数	(1,046,096)
期末現在発行済受益証券口数	<u>6,415,754</u>

ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
中間財務書類に対する注記
2014年5月17日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全所有子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2012年6月8日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、2016年11月17日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)に償還することが見込まれている。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることである。

ファンドは、主にノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV - グローバル・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドルクラスに投資することにより、その目的の達成を目指す。

ファンドの受益証券は、米ドル受益証券クラス(以下「米ドルクラス受益証券」という。)および豪ドル受益証券クラス(以下「豪ドルクラス受益証券」という。また、米ドルクラス受益証券と総称して「受益証券」という。)の2つのクラスが募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

投資顧問会社は、豪ドルについて、ファンドのために以下に詳述する一定の為替取引を行う。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」という。)において運用される。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられる。

さらに、豪ドルクラスについては、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみ)に帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

(a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。

(b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。

(c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。

(d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。

- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券1口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2014年5月17日現在の為替レート：

1米ドル = 1.07032 豪ドル

1米ドル = 0.72886 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用(受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。)は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.35%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.05%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社より(投資顧問会社の報酬から)後払いで受領する。

注7 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

保管会社は、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従い、投資顧問会社から保管会社に対し通知される特定の外国為替取引につき、当該業務に対して保管会社と受託会社の間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注8 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.02%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

管理事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則以外の会計原則の使用等の、特定の管理事務代行業務の履行につき、当該業務に対して管理事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10 - 買戻手数料

マスター・ファンドから支払われる買戻代金については受益証券の買戻価格の0.30%の金額に相当する買戻手数料(以下「控除買戻手数料」という。)が差し引かれるのに対して、ファンドにより支払われる買戻代金についてはそれに相当する買戻手数料は差し引かれない。このため、控除買戻手数料は、ファンドの残存受益者により負担されることになる。

注11 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	185,483
代行協会員報酬	264,851
管理事務代行報酬	10,594
保管会社報酬	5,299
受託会社報酬および管理会社報酬	10,593
現金支出費	5,293
専門家報酬	7,913
未払費用	<u>490,026</u>

注12 - 分配

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日(以下「分配基準日」という。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行われる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

分配は、米ドルクラス受益証券については米ドルで、そして豪ドルクラス受益証券については豪ドルで受益者に支払われ、該当する分配基準日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内に支払われる。

2014年5月17日に終了した期間に、ファンドは総額7,615,171米ドルの分配を行った。

注13 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注14 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2014年5月17日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	34,671,073	米ドル	32,130,967	2014年6月10日	204,876
豪ドル	34,778,911	米ドル	32,421,840	2014年5月27日	46,793
豪ドル	170,396	米ドル	157,475	2014年5月27日	1,602
豪ドル	170,561	米ドル	157,475	2014年6月10日	1,597
豪ドル	234,874	米ドル	217,966	2014年5月27日	1,305
豪ドル	76,414	米ドル	70,765	2014年5月27日	572
豪ドル	69,273	米ドル	64,129	2014年5月27日	541
豪ドル	82,553	米ドル	77,023	2014年5月27日	47
豪ドル	82,632	米ドル	77,023	2014年6月10日	44
豪ドル	38,288	米ドル	35,735	2014年5月27日	9
豪ドル	922	米ドル	854	2014年5月27日	7
豪ドル	923	米ドル	854	2014年6月10日	7
豪ドル	812	米ドル	752	2014年5月27日	6
豪ドル	6,690	米ドル	6,243	2014年5月27日	2
豪ドル	6,696	米ドル	6,243	2014年6月10日	2
豪ドル	207	米ドル	192	2014年5月27日	1
豪ドル	90	米ドル	83	2014年5月27日	1
豪ドル	17	米ドル	16	2014年5月27日	0
豪ドル	17	米ドル	16	2014年6月10日	0
豪ドル	393	米ドル	367	2014年5月27日	0
豪ドル	35	米ドル	32	2014年6月10日	0
豪ドル	35	米ドル	32	2014年5月27日	0
豪ドル	175	米ドル	163	2014年5月27日	0
豪ドル	198	米ドル	185	2014年6月10日	(1)

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	197	米ドル	185	2014年5月27日	(1)
豪ドル	296	米ドル	278	2014年5月27日	(2)
豪ドル	296	米ドル	278	2014年6月10日	(2)
豪ドル	1,262	米ドル	1,182	2014年5月27日	(5)
豪ドル	1,263	米ドル	1,182	2014年6月10日	(5)
豪ドル	7,755	米ドル	7,268	2014年5月27日	(28)
豪ドル	7,763	米ドル	7,268	2014年6月10日	(28)
豪ドル	127,313	米ドル	118,890	2014年5月27日	(34)
豪ドル	30,863	米ドル	28,898	2014年5月27日	(85)
豪ドル	30,893	米ドル	28,898	2014年6月10日	(86)
豪ドル	470,703	米ドル	441,977	2014年5月27日	(2,541)
豪ドル	471,152	米ドル	441,977	2014年6月10日	(2,558)
米ドル	240,154	豪ドル	256,995	2014年6月10日	468
米ドル	240,154	豪ドル	256,748	2014年5月27日	461
米ドル	54,514	豪ドル	58,225	2014年6月10日	211
米ドル	54,514	豪ドル	58,168	2014年5月27日	209
米ドル	222,694	豪ドル	238,472	2014年5月27日	63
米ドル	236,291	豪ドル	253,047	2014年5月27日	53
米ドル	18,228	豪ドル	19,494	2014年6月10日	47
米ドル	18,228	豪ドル	19,475	2014年5月27日	46
米ドル	80,603	豪ドル	86,290	2014年5月27日	45
米ドル	454	豪ドル	484	2014年6月10日	3
米ドル	454	豪ドル	484	2014年5月27日	3
米ドル	245	豪ドル	262	2014年6月10日	0
米ドル	245	豪ドル	262	2014年5月27日	0
米ドル	102	豪ドル	110	2014年6月10日	0
米ドル	102	豪ドル	110	2014年5月27日	0
米ドル	39	豪ドル	42	2014年5月27日	0
米ドル	39	豪ドル	42	2014年6月10日	0
米ドル	5	豪ドル	6	2014年5月27日	0
米ドル	173	豪ドル	187	2014年5月27日	(1)
米ドル	200	豪ドル	216	2014年6月10日	(2)
米ドル	200	豪ドル	216	2014年5月27日	(2)
米ドル	1,410	豪ドル	1,521	2014年5月27日	(10)
米ドル	29,396	豪ドル	31,530	2014年6月10日	(11)
米ドル	29,396	豪ドル	31,500	2014年5月27日	(11)
米ドル	2,201	豪ドル	2,376	2014年5月27日	(18)
米ドル	125,943	豪ドル	135,115	2014年6月10日	(72)
米ドル	125,943	豪ドル	134,986	2014年5月27日	(77)
米ドル	30,782	豪ドル	33,251	2014年5月27日	(260)
米ドル	61,543	豪ドル	66,317	2014年5月27日	(368)
米ドル	55,293	豪ドル	59,739	2014年6月10日	(422)
米ドル	55,293	豪ドル	59,682	2014年5月27日	(424)
					251,967

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト -
 ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
 投資有価証券明細表
 2014年5月17日現在
 (米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
	ケイマン諸島			
投資信託				
25,822,048	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド V - グローバル・ハイ・ディビデンド・エク イティ・プレミアムの米ドルクラス	244,404,625	208,642,148	98.14
		<u>244,404,625</u>	<u>208,642,148</u>	<u>98.14</u>
	ケイマン諸島合計	<u>244,404,625</u>	<u>208,642,148</u>	<u>98.14</u>
投資有価証券合計		<u><u>244,404,625</u></u>	<u><u>208,642,148</u></u>	<u><u>98.14</u></u>

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2014年6月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ(約6,916万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、平成26年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=138.31円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2014年6月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約504億円です。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託	15	249,609,274.58 米ドル
		15	156,747,057.35 豪ドル
		1	60,609,125.18 トルコリラ
		10	6,746,617,420 円

(3) その他

本書提出前6か月以内において管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.31円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注記	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
- 関連会社株式	5	600,000	82,986	600,000	82,986
- 長期保有目的有価証券	5	6,693	926	5,508	762
		<u>606,693</u>	<u>83,912</u>	<u>605,508</u>	<u>83,748</u>
流動資産					
債権					
- 1年以内に期限が到来する売掛金		2,160,454	298,812	2,793,165	386,323
銀行預金、郵便振替貯金および手元現金	9	7,525,854	1,040,901	8,829,305	1,221,181
		<u>9,686,308</u>	<u>1,339,713</u>	<u>11,622,470</u>	<u>1,607,504</u>
資産合計		<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>1,423,625</u></u>	<u><u>12,227,978</u></u>	<u><u>1,691,252</u></u>
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	69,155	500,000	69,155
繰越利益	4	255	35	281	39
当期利益	4	769,746	106,464	11,704,474	1,618,846
		<u>1,270,001</u>	<u>175,654</u>	<u>12,204,755</u>	<u>1,688,040</u>
非劣後負債					
1年以内に期限が到来するその他の債務	7, 9	9,023,000	1,247,971	23,223	3,212
負債合計		<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>1,423,625</u></u>	<u><u>12,227,978</u></u>	<u><u>1,691,252</u></u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

注記	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
費用:					
その他の外部費用	9	9,321,845	1,289,304	236,429	32,700
金融固定資産の売却に係る損失		3,189	441	-	-
利息およびその他の金融費用					
- 関連会社関連	9	91,495	12,655	-	-
- その他の利息および類似の金融費用	5	381	53	-	-
当期利益		769,746	106,464	11,704,474	1,618,846
費用合計		10,186,656	1,408,916	11,940,903	1,651,546
収益:					
純収入	1	10,186,562	1,408,903	11,928,094	1,649,775
金融固定資産からの収入		76	11	88	12
金融固定資産に係る評価額調整の戻入れ		18	2	-	-
その他の営業利益		-	-	4	1
その他の利息およびその他の金融収入					
- 関連会社からの収入	9	-	-	12,717	1,759
収益合計		10,186,656	1,408,916	11,940,903	1,651,546

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

財務諸表注記

2014年3月31日に終了した年度

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下、「当社」という。)は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド投資管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー(以下、「親会社」という。)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国ロンドンの1エンジェル・レーン、EC4R 3ABにて入手可能である。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2012年3月31日現在残高	17
前期利益	11,148,264
宣言された配当	(11,148,000)
2013年3月31日現在残高	281
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255

2014年3月10日、当社の取締役会は総額11,704,500ユーロの配当の宣言および支払いを承認した。

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価(ユーロ)	2014年3月31日現在の純資産(ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,224,887

- 長期保有目的有価証券

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2014年3月31日 (ユーロ)
取得原価:	
期首現在	5,526
期中の取得	1,548
期中の売却	-
期末現在	7,074
価格調整:	
期首現在	(32)
当期価格調整	18
期末現在 ^(*)	(14)
為替の影響 ^(*)	(367)
期末の正味価値	6,693
期末の市場価値	7,198

(*) 当該金額は損益計算書の「利息およびその他の金融費用」の科目に含まれている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 非劣後負債

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2013年3月31日現在、非劣後負債は未払監査費用で構成されていた。

8. 従業員

当社は、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2014年3月31日および2013年3月31日に終了した年度において、当座勘定の利息は発生しなかった。適用される金利は、市場で使用される短期預金金利から非関連当事者に適用されるものと同じスプレッドを控除した金利である。

2014年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差損は91,495ユーロ（2013年：12,717ユーロの為替差益）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2014年3月31日現在における当該資産残高は約43,263百万ユーロ（2013年：50,749百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
- Securities held as fixed assets	5	6,693	5,508
		<u>606,693</u>	<u>605,508</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		2,160,454	2,793,165
Cash at bank, cash in postal cheque accounts and cash in hand	9	7,525,854	8,829,305
		<u>9,686,308</u>	<u>11,622,470</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>12,227,978</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit brought forward	4	255	281
Profit for the financial year	4	769,746	11,704,474
		<u>1,270,001</u>	<u>12,204,755</u>
NON SUBORDINATED DEBT			
Other creditors becoming due and payable within one year	7, 9	9,023,000	23,223
TOTAL LIABILITIES		<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>12,227,978</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
CHARGES			
Other external charges	9	9,321,845	236,429
Loss on disposal of financial fixed assets		3,189	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	9	91,495	---
- other interest and similar financial charges	5	381	---
Profit for the financial year		769,746	11,704,474
TOTAL CHARGES		10,186,656	11,940,903
INCOME			
Net turnover	1	10,186,562	11,928,094
Income from financial fixed assets		76	88
Reversal of value adjustments on financial fixed assets		18	---
Other operating income		---	4
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	9	---	12,717
TOTAL INCOME		10,186,656	11,940,903

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2014

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2014 (continued)

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2012	17
Previous year's profit	11,148,264
Dividends declared	<u>(11,148,000)</u>
Balance as at March 31, 2013	<u>281</u>
Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	<u>(11,704,500)</u>
Balance as at March 31, 2014	<u>255</u>

On March 10, 2014, the Board of Directors of the Company approved the declaration and payment of dividends amounting to EUR 11,704,500.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2014 (continued)

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2014 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,224,887

- Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2014</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	5,526
acquisitions during the year	1,548
disposals during the year	---
	<hr/>
at the end of the year	7,074
	<hr/>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(32)
value adjustments for the year	18
	<hr/>
at the end of the year ([^])	(14)
	<hr/>
Foreign exchange impact ([^])	(367)
	<hr/>
Net value at the end of the year	6,693
	<hr/>
Market value at the end of the year	7,198
	<hr/>

([^]) This amount is included in the caption "Interest and other financial charges" of the profit and loss account.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2014 (continued)

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2014, they consist of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2013, they consisted of audit fees payable.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2014 and March 31, 2013.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange losses on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 91,495 for the year ended March 31, 2014 (2013: gain of EUR 12,717).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 43,263 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 50,749 million).

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の数値および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2014年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2014年7月9日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2014, and the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2014, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.
July 9, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。